

# 取得できる免許・資格について

## I 取得できる免許・資格紹介

### 1 保健体育教諭免許

スポーツ健康学科で取得可能な保健体育の免許状は、中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状である。保健体育は、「心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。」ことを教科の目標としている。保健体育の教諭免許の取得を目指す者は、この目標を理解するとともに資質や能力の基礎を培い、実践力を身に付けなければならない。運動指導に関する実践力を高めるために保健体育教諭を目指す学生は、教職の授業を履修するだけでなく運動部活動を4年間継続することを強く薦める。

### 2 養護教諭一種免許

養護教諭とは、小・中・高校および特別支援学校におかれ、児童・生徒の養護をつかさどる教育職員であり、「学校教育法」第37条の12項にその設置が定められている。職務は、①学校保健計画の立案に参画する、②学校環境衛生の維持・改善につとめる、③学校給食の衛生管理にあたる、④健康診断の実施計画ならびに運営にあたる、⑤健康相談の実施計画ならびに運営にあたる、⑥疾病予防の管理と指導にあたる、⑦救急看護にあたる、⑧安全の管理と指導にあたる、⑨保健教育に協力する、⑩学校保健活動に参画しその運営に協力する、⑪保健室の整備に努めその運営にあたる等で、資格については教育職員免許法に規定されている。近年、学校保健活動推進の中核的役割やコーディネーター的役割、健康相談・健康相談活動の役割等新しい役割が加わり、養護教諭に対する期待は一段と高まっている。

※保健体育教諭免許状、養護教諭免許状を取得するためにはスポーツ健康学科の専門教育科目、専門基礎教育科目に配置される授業（教科に関する科目）の他に教職科目に配置される授業（教職に関する科目）を履修しなければならない。

- 中学校保健体育 教職に関する科目：31単位 教科に関する科目：20単位 教科または教職に関する科目：8単位
- 高等学校保健体育 教職に関する科目：23単位 教科に関する科目：20単位 教科または教職に関する科目：16単位
- 養護教諭 教職に関する科目：21単位 教科に関する科目：28単位 教科または教職に関する科目：7単位

**保健体育教諭や養護教諭の免許状に関する科目の詳しい履修の方法や条件は、別途配布される「教職課程のてびき」に詳しい説明がされているので、そちらを参考にすること。**

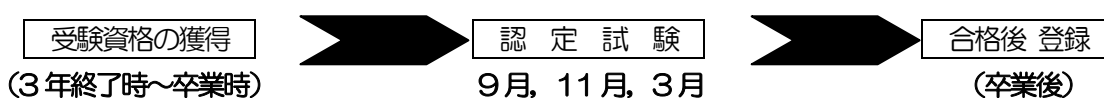
### 3 第一種衛生管理者免許

本学部においては、指定の授業科目を修得して卒業することにより「第一種衛生管理者」の免許申請を行うことができる。目指せる職業は、衛生管理者である。衛生管理者（厚生労働省許可の国家資格）は、安全労働衛生法に基づき、常時50人以上の労働者を雇用する事業所に置くこととされている。その主な目的は、作業場の設備、作業方法又は衛生状態に有害なおそれがある場合、労働者の健康障害等を防止するために必要な措置等を講じることである。さらに健康保持増進対策としてT・H・P（トータル・ヘルス・プロモーションプラン）を体系的に推進するために、職場の健康管理体制の中では、重要なスタッフとして位置づけられている。衛生管理者の職務内容は、一般的には事業場における①作業環境の管理、②作業条件等の作業管理、③職員の労働衛生教育等である。

## 4 健康運動指導士

健康運動指導士は、健康づくりのための運動指導者に与えられる称号の一つである。呼吸・循環器系の生理機能の維持・向上を図ることによって、動脈硬化、心臓病、高血圧等の生活習慣病を予防し、健康水準を保持・増進する観点から、医学的基礎知識、運動生理学の知識等に立脚し個人に対して、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成、および指導を行うことができると認められた者に与えられる。主として健康増進センター、保健所、市町村保健センター、病院、民間健康増進施設（フィットネスクラブ等健康づくりのための運動を行うための施設）などにおいて、健康づくりのための運動指導に従事している者、また従事しようとする者が、この称号を取得している。

平成 19 年度より本学科が課程認定校として承認された。指定の科目を在学中に修得することによって、講習会への参加が免除され、健康運動指導士受験資格が与えられる。認定試験の受験は、指定された科目をすべて修得（単位認定）している必要がある。早ければ 4 年生 9 月の認定試験を受験することができる。



### 4-2 健康運動実践指導者

健康運動実践指導者は積極的な健康づくりを目的とした運動を安全かつ効果的に実践指導できる能力を有する者で、健康づくりのための運動の専門知識を備え、自ら見本を示せる実技能力と、特に集団に対する運動指導技術に長けた者に与えられる称号である。

健康の概念や我が国が直面している健康課題、さらに生活習慣の乱れやストレスが健康に及ぼす影響などを学んでいる健康運動実践指導者は、健康づくりのさらなる国民運動化（ポピュレーションアプローチ）だけでなく、子供達の発達段階をふまえた健康教育の支援も行うことができる人材である。

本学科は、平成 24 年度より課程認定校として承認された。指定の科目を在学中に修得することによって、講習会への参加が免除され、認定試験の受験資格が与えられる。計画的に履修を行えば、3年次に健康運動実践指導者認定試験（①実技試験、②筆記試験）の受験が可能となり、合格後、在学中に資格を取得することができる。

## 5 日本体育協会公認スポーツ指導者資格

日本体育協会公認スポーツ指導者資格は、日本体育協会が国民スポーツの振興と競技力向上にあたる各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上を図り、指導活動の促進と指導体制を確立するために設けている。学校教育現場や民間、地域で体育・スポーツ関連の指導を行う上で有効で重要な資格である。各資格は対象者や用途に応じて細分化されており、多岐に渡るため、詳細は日本体育協会ホームページにて確認すべきである。（<http://www.japan-sports.or.jp/coach/index.html>）

本来は（財）日本体育協会が実施する資格ごとに設定された理論、実技及び指導実習の講習会を受講し、検定試験に合格しなければならない。しかし、本学科では指定された授業科目を修得することにより、資格取得のベースとなる共通科目Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲの免除と、次頁表科目のジュニアスポーツ指導員とスポーツプログラマー資格の受験資格が得られる。ジュニアスポーツ指導員は地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通じた身体づくり、動きづくりの指導を行うこと、スポーツプログラマーは主に青年期以降のすべての者に対し、地域スポーツクラブなどにおいて、フィットネスの維持や向上のための指導・助言を行うことを目的としている。

表. 日本体育協会公認スポーツ指導者資格の分類

資格の分類	資格の名称
競技別指導者	指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチ、教師、上級教師
スポーツ指導基礎資格	スポーツリーダー
フィットネス資格	ジュニアスポーツ指導員、スポーツプログラマー
メディカル・コンディショニング資格	アスレティックトレーナー
マネジメント指導者資格	アシスタントマネージャー、クラブマネージャー

## 6 日本トレーニング指導者協会認定 トレーニング指導者 (JATI)

一般人からトップアスリートまで、あらゆる対象や目的に応じて、科学的根拠に基づく適切な運動プログラムの作成と指導ができる専門家であることを証明する資格である。

名城大学は、2007年10月から、当協会のトレーニング指導者養成校として認定されている。(日本トレーニング指導者協会の認定試験の受験資格が得られる)

### JATI 認定資格の種類

- (1) トレーニング指導者 (JATI-ATI: Accredited Training Instructor )  
基礎資格 トレーニング指導者として必要な知識と技能を取得した人
- (2) 上級トレーニング指導者 (JATI-AATI: Advanced Accredited Training Instructor )  
上級資格 高度な知識と技能を有し、後進の指導的立場になりうる人
- (3) 特別上級トレーニング指導者 (JATI-SATI: Senior Accredited Training Instructor )  
最上級資格 きわめて高度な知識と技術を有するとともに、すぐれた指導実績を持ち、業界の社会的地位向上を担う人

## 7 社会福祉主事任用資格

社会福祉主事任用資格は、社会福祉の現場で働く人々にとって、最も基礎的な資格である。本学科で開設されている指定科目(社会福祉概論、社会福祉援助技術、児童福祉、介護概論、医学一般、公衆衛生学、看護学、栄養学など)から、3科目を履修することで、卒業と同時に取得できる(学生課にて「社会福祉主事任用資格科目修得証明書」を発行)。

社会福祉主事任用資格は、都道府県、市町村の行政職や福祉職などの公務員試験に合格して、福祉事務所のケースワーカーに採用される場合に効力をもつ資格である。また、社会福祉施設の職員などにも準用される資格となっている。

- ◆社会福祉主事の主な職場◆ 行政機関(福祉事務所、児童相談所など)  
児童福祉施設、障害者福祉施設、高齢者福祉施設など

## II 免許・資格取得関係科目履修時の留意点

1. 免許・資格取得を目指す場合、P59～P61の免許・資格取得関係科目一覧表を参考に履修計画を立てること。

2. 免許・資格取得関係科目一覧表について

P59～61の免許・資格取得関係科目一覧表は、各免許・資格に関連する科目について、免許・資格取得において必ず履修しなくてはならない科目を◎印(必修)、科目区分から選択していくつか履修する必要がある科目を○印(選択必修)をそれぞれに明記している。空欄はいずれの領域でも履修可能科目である。

※ 不明な点があれば、指導教員等に確認しながら行うこと。